

総量規制基準案について

1 総量規制基準を検討するにあたっての基本的な考え方

総量規制基準を検討するにあたり、前回部会において次に示す考え方によって検討することとされた。

- ・大阪府独自の業種区分については、府域における事業場からの排出実態等を踏まえ、引き続き採用するかどうかについて検討する。
- ・C値については、第7次で国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用している業種区分については、変更しない。下限値を採用していない業種区分については、窒素及びりん(C値)の範囲が変更されていないことと、CODのC値の範囲の上限値の引下げ状況を勘案し、現状の水質、処理方法、許容排出量(L値)の適合状況等を考慮して検討する。

2 国によるC値の範囲の告示

平成28年9月5日に、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲の一部を改正する告示がなされた。

大阪湾に係るC値の範囲については、CODは、次に示す15業種区分の上限値が引き下げられ、窒素、りんについては据え置かれた。

(CODのC値の上限値が変更された15業種区分)

- a 野菜漬物製造業
- b ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
- c 機械すき和紙製造業
- d 機械すき和紙製造業 備考(パルプ製造工程)
- e 段ボール製造業
- f 脂肪族系中間物製造業 備考(青酸誘導品含有排水を排出する工程)
- g 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
- h その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業等
- i 病院
- j し尿浄化槽(501人以上)
- k し尿浄化槽(501人以上) 備考(平成18年1月31日以前、5000人以下、(3)以外)
- l し尿浄化槽(501人以上) 備考((1)のうち昭和55年以前)
- m し尿浄化槽(500人以下201人以上) 備考(昭和55年以前のもの)
- n し尿処理業 備考(昭和62年6月30日以前、高度処理以外)
- o し尿処理業 備考(嫌気性消化法等+凝集処理法より高度処理)

3 総量規制基準案について

(1) CODに係るC値について

・第7次で国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用していない業種区分について、次に示す方法により、C値の見直しについて検討を行った。

- ① 告示において上限値が引き下げられた2業種区分（2に示すj、o）については、上限値の引き下げ率と同じ率で引き下げた仮C値を算出。

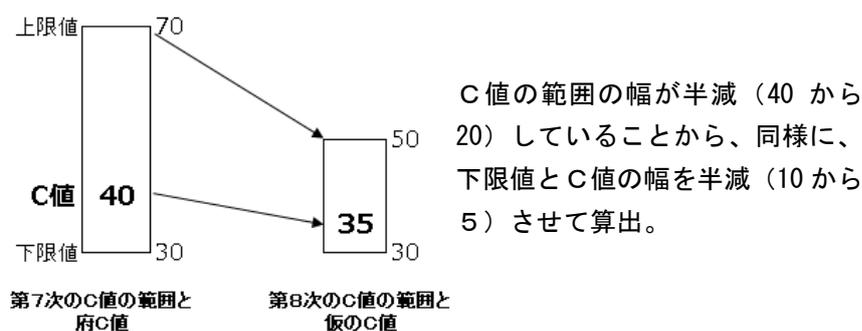


図1 仮C値算出のイメージ

- ② 各業種区分について、

- ・各事業場の「負荷量最大日における当該業種区分に該当する工程排水の処理後の濃度の推計値」を算出し、その値と、現行のC値、①の仮C値、C値の範囲の下限値とを比較して検討。
- ・各事業場における通常時の排水処理実態や、 C_o 、 C_i 、 C_j の大小関係、許容排出量（L値）の適合状況等を併せて検討。

- ③ C値を見直すことが適当と考えられるケースを次の3ケースに整理。

ケースⅠ：「処理後の濃度の推計値」の最大値が現行のC値を下回り、通常時の排水処理実態等から見てC値を見直すことが適当と考えられる場合

ケースⅡ：「処理後の濃度の推計値」の最大値が現行のC値を上回るが、通常時の排水処理実態等から見てC値を見直すことが適当と考えられる場合

ケースⅢ： C_o 、 C_i に該当する事業場が存在しない場合

- ・以上の検討を行った結果は表1に示すとおりであり、 C_o は8業種区分、 C_i は4業種区分、 C_j は3業種区分について、見直し案のとおり見直すことが適当と考えられる。

(2) 窒素及びりんに係るC値について

- ・窒素及びりんについては、CODとは異なり、業種区分ごとの工程排水の濃度の差が大きいため、平成21年度と26年度における各事業場の負荷量最大日における濃度等を比較することによりC値の見直しの検討を行った（浄化槽と雑排水に係る業種区分を除く。）。

- ・以上の検討を行った結果は表 2、表 3 に示すとおりであり、窒素に係る C no の 1 業種区分について、見直し案のとおり見直すことが適当と考えられる。
- ・なお、浄化槽と雑排水については、その排水の特性上、平成 21 年度と 26 年度とで窒素及びりんの原水濃度や除去率に大きな差はないものと見込まれることや、今回の C 値の範囲が据え置かれたことを踏まえ、C 値は現状のとおり据え置くことが適当と考えられる。

(3) 大阪府独自の業種区分について

- ・府が独自に細分化を行っている業種区分は表 4 に示すとおりである。
- ・(1)、(2) において府域における事業場からの排出実態を検討した結果、細分化した業種区分においては、それぞれ排出実態が異なることから、引き続き、細分化を行うことが適当と考えられる。
- ・ただし、(1)、(2) に示す見直しを行うことにより、C 値が同一の値となる業種区分については、統合することが適当である。

表 4 府が細分化を行っている業種区分

項目	整理番号	国告示における業種区分	大阪府における細分化	C 値を見直すことによる統合
	COD	59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	
	61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	・日平均排水量400m ³ 未満の指定地域内事業場 ・日平均排水量400m ³ 以上の指定地域内事業場	○
	62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	・日平均排水量400m ³ 未満の指定地域内事業場 ・日平均排水量400m ³ 以上の指定地域内事業場	
	203	一般機械器具製造業	・日平均排水量400m ³ 未満の指定地域内事業場 ・日平均排水量400m ³ 以上の指定地域内事業場	○
	215	リネンサプライ業	・日平均排水量400m ³ 未満の指定地域内事業場 ・日平均排水量400m ³ 以上の指定地域内事業場	
	216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	・日平均排水量400m ³ 未満の指定地域内事業場 ・日平均排水量400m ³ 以上の指定地域内事業場	
	221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	・単独処理浄化槽	
	232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	・食料品製造業 ・窯業・土石製品製造業 ・その他の製造業 ・鉄道業及び道路旅客運送業 ・上水道業及び工業用水道業 ・ドラムかん洗浄業 ・共同処理場 ・日平均排水量400m ³ 未満の指定地域内事業場のし尿又は雑排水 ・日平均排水量400m ³ 以上の指定地域内事業場のし尿又は雑排水 ・以上に分類されないもの	
窒素	221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	・単独処理浄化槽	
	222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	・単独処理浄化槽	
	232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	・食料品製造業 ・窯業・土石製品製造業 ・その他の製造業 ・鉄道業及び道路旅客運送業 ・上水道業及び工業用水道業 ・ドラムかん洗浄業 ・共同処理場 ・指定地域内事業場のし尿又は雑排水 ・以上に分類されないもの	
りん	221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のものに限る。)	・単独処理浄化槽	
	222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	・単独処理浄化槽	
	232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	・食料品製造業 ・窯業・土石製品製造業 ・その他の製造業 ・鉄道業及び道路旅客運送業 ・上水道業及び工業用水道業 ・ドラムかん洗浄業 ・共同処理場 ・指定地域内事業場のし尿又は雑排水 ・以上に分類されないもの	